

土 総 第 5 1 8 号
平成29年10月23日

総 務 部 営 繕 課 長 様
防 災 部 消 防 総 務 課 長 様
隠 岐 支 庁 農 林 局 長 様
隠 岐 支 庁 水 産 局 長 様
隠 岐 支 庁 県 土 整 備 局 長 様
農 林 水 産 部 各 課 長 様
各 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長 様
各 水 産 事 務 所 長 様
土 木 部 各 課 長 様
各 県 土 整 備 事 務 所 長 様
浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所 長 様
浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー 長 様
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長 様
宍 道 湖 流 域 下 水 道 管 理 事 務 所 長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

現場代理人の現場常駐義務の緩和については、平成27年3月20日付け土総第1038号により通知しているところですが、平成28年6月1日に建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され技術者の専任要件が緩和されたことに伴い、緩和要件を改正することとしましたので、下記により適切な運用をお願いします。

なお、本通知により平成27年3月20日付け土総第1038号は廃止します。

記

1. 緩和する措置の内容

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2. 兼務の承認手続き

現場代理人の兼務を承認するまでの流れは以下のとおり。

- (1) 発注者は入札公告又は指名通知の際、設計図書に別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」

を添付して PPI に掲載する。

- (2) 発注者は様式 1 による受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。
- (3) 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式 2 により、また承認しない場合には様式 3 により、速やかに受注者に通知するものとする。

3. 緩和措置の適用に当たっての留意事項等

緩和措置の適用に当たっては以下の点に留意することとする。

- (1) 兼務の承認に当たっては事前に関係者間で協議・調整を行い、確認事項を書面で残しておくこと。
- (2) 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合又はその他発注者が必要と認める場合には兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。
- (3) 道路維持管理一括業務等の建設業者に対して発注する委託については、以下の要件を満たすと発注者が判断する場合に限り、建設工事の現場代理人が道路維持管理一括業務等の現場責任者と合わせて 2 件まで兼務することができるものとする。
 - ① 建設工事の契約金額が 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が 3,500 万円未満であること。
 - ② 兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限り、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
 - ③ 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

4. 適用日

平成 29 年 11 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

なお、11 月 1 日以前に契約した工事については、発注者の判断とする。